

岐阜県公報

目次

教育委員会規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則 (教職員課) 一

岐阜県教職員保健審査会設置規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (同) 三

教育委員会訓令

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (教職員課) 三

号外 (完) 平成二十五年 四月 一日

教育委員会規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 土 屋 嶮

岐阜県教育委員会規則第四号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

本則の表中

六、六六九人
三八四人
八一人
三三人
三八五人
四、一〇六人
一九五人
四五人
二二人
二〇四人

を

六、六八〇人
三八〇人
八五人
二六人
三八六人
四、一一〇人
一九六人
四九人
八人
二〇三人

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教職員保健審査会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 土 屋

嶋

岐阜県教育委員会規則第五号

岐阜県教職員保健審査会設置規則の一部を改正する規則

岐阜県教職員保健審査会設置規則（平成十年岐阜県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県教職員保健審査会規則

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）（第二条の規定に基づき、岐阜県教職員保健審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第三条第二項中「の各号」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 その他教育委員会が必要と認める者

第五条の見出し及び同条第一項中「及び副会長」を削り、同条第二項中「審査会の」を削り、同条第三項中「副会長は、会長を補佐し、会長に」を「会長に」に、「事故」を「事故が」に、「その職務」を「あらかじめ会長の指名する委員がその職務」に改める。

第七条を削る。

第六条第一項中「審査会に次の」を「審査会は、その定めるところにより、次の」に改め、同条に次の四項を加え、同条を第七条とする。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条第二項中「委員の過半数」とあるのは、「委員の過半数（第二部会にあっては、部会長が出席すべき委員として指名する委員の過半数）」と読み替えるものとする。

第五条の次に次の一条を加える。

（会議）

第六条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

第八条中「審査会」の下に「組織及び」を加え、「教育長が」を「会長が審査会に諮って」に改め、同条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（庶務）

第八条 審査会の庶務は、教育委員会事務局教職員課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 土 屋

嶋

岐阜県教育委員会規則第六号

岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則（平成十二年岐阜県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中、「森林づくりサポートセンター長」を削る。
 第三條第一項中「つかさどり、所屬職員を指揮監督する」を「つかさどる」に改め、同條第二項中「補佐する」を「補佐し、所屬職員を指揮監督する」に改め、同條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 土 屋 嶮

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則（平成十五年岐阜県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
 第四條中「次の表のとおり」を「二年」に改め、同條の表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第二号

専 務 局 一 般
各 教 育 機 関

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 土 屋 嶮

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程（平成十年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第七條中「総合的に調査審議」を「意見交換」に改める。

第八條中「を調査審議」を「について意見交換」に改める。

第十條第二項中「会議を招集し、議長」を「議長」に改め、同條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 総括委員会の会議は、教職員課長が招集する。

第十六條第四項中「主任安全管理者」を「前項の規定により通知を受けた主任安全管理者」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 総括安全衛生管理者は、健康診断を行ったときは、主任安全衛生管理者に職員の健康診断の結果を通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社